

山形県屋外広告物条例の 規制の概況について

令和8年2月9日

山形県 県土整備部 県土利用政策課

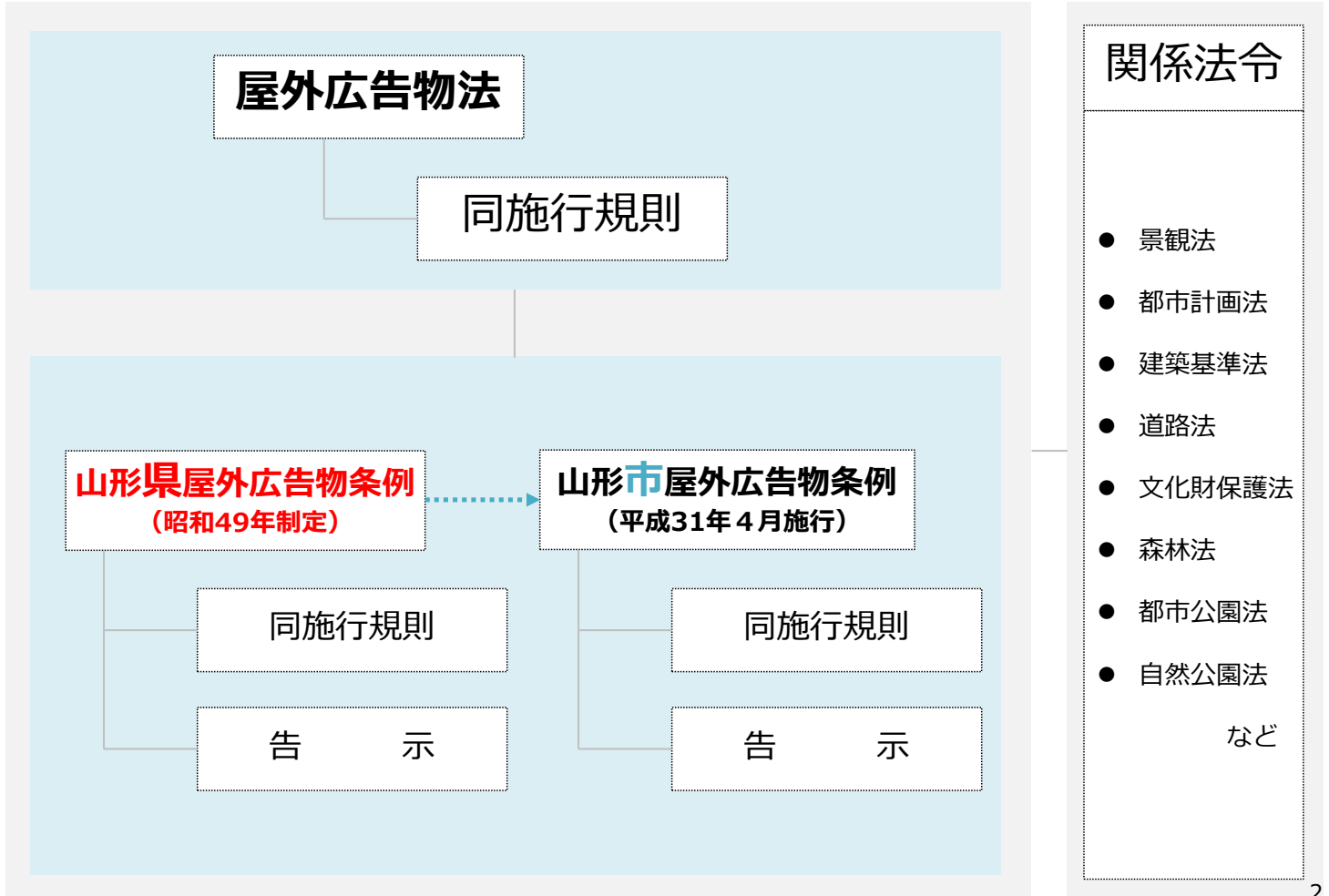
Contents

01

山形県屋外広告物条例の概要 1

02

屋外広告物の許可件数 17



屋外広告物法・山形県屋外広告物条例の目的

山形県屋外広告物条例の概要

良好な
景観の形成

風致の維持

公衆に対する
危害の防止

↑↑↑のために

屋外広告物の表示・設置、維持管理及び屋外広告業について、**必要な規制の基準を定める**ことを目的とする

※ ただし、広告の内容については規制ができない

(例) 風営法の規定に違反する広告内容の場合、同法に基づき警察が対応する

- 屋外広告物の**種類**を定めている
- 屋外広告物の表示・設置に係る**地域等の規制**を定めている
 - ① 地域による規制（**特別規制地域**、**普通規制地域**）
 - ② 禁止物件
 - ③ 禁止広告物
- **特別規制地域**は原則、屋外広告物の**表示・設置が禁止**
- **普通規制地域**は原則、**許可申請または届出が必要**
- 屋外広告物の**設置基準**（地域別・種類別にサイズ等）を定めている
- 「**適用除外**」の規定に該当すれば、**表示・設置が可能**
- **新たに規制地域になる**場合がある。その場合、**5年間の経過措置（猶予期間）**を設け、広告主に改修・撤去を依頼
- 条例に違反すると「**許可の取り消し**」、「**罰金**」などが科される

屋外広告物の規制

地域による規制

地域区分	条例条文	規制内容
特別 規制地域 ・ 第 1 種 ・ 第 2 種	第2条第1項	原則 、屋外広告物を 表示 し、または掲出物件を 設置することはできない
普通 規制地域 ・ 第 1 種 ・ 第 2 種 ・ 第 3 種	第3条	原則 、屋外広告物を表示し、または掲出物件を設置するときは、 知事の許可または届出が必要

規制**緩やか**

規制**厳しい**

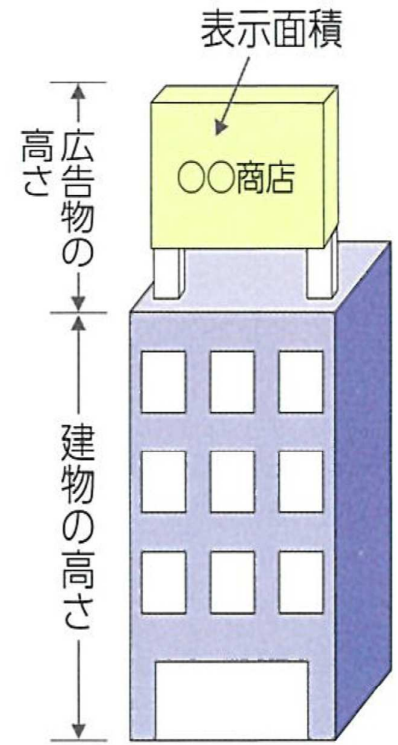


屋外広告物の

設置基準・許可期間

屋上利用広告板(塔)

	建物の最大壁面積を1としたときの一面の表示面積の割合	建物の合計壁面積を1としたときの合計表示面積の割合
普通3種	3分の1以下	3分の1以下
普通2種	4分の1以下	4分の1以下
普通1種	5分の1以下	5分の1以下
特別2種	設置できません	
特別1種	設置できません	



屋上利用広告のその他の設置基準

- ① 広告物の高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下
- ② 建物の端からはみ出してはいけません

許可期間
3年以内

規制の

適用除外 (規制の対象外)

- **特別規制地域**でも表示・設置ができる
- 電力柱などにはり紙、はり札、立看板を設置できる
- **普通規制地域**でも許可申請または届出の提出が不要

いずれも、一定の要件
(下表参照)を満たす
場合に限る

な旨を規定

条例 第9条第1項	内容
第1号	法令の規定により表示し、又は設置するもの
第2号	国等又は政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を経た政治団体が表示し、又は設置するもので規則で定めるもの
第3号	公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律による選挙運動のために表示し、又は設置するもの
第4号	自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定めるもの 自家広告物 （敷地外に突出しないもの）
第5号	一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの

10

一定の要件（下表参照）を満たせば、**特別規制地域**、**普通規制地域**、**禁止物件**でも表示・設置が可能な旨を規定

条例 第9条第2項	内容
—	自己の管理する物件（土地を除く。）に管理上の必要に基づき、表示・設置するもの 管理用広告物

一定の要件（下表参照）を満たせば、**特別規制地域**、**普通規制地域**でも表示・設置が可能な旨を規定

条例 第9条第3項	管理用広告物	内容
第1号	▲	自己の管理する <u>土地</u> に管理上の必要に基づき表示・設置するもの
第2号		講演会、展覧会、音楽会その他催し物のためその会場の敷地内に表示・設置するもの
第3号		人、動物又は車両、船舶等に表示するもの
第4号		地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの

11

案内広告物

一定の要件（下表参照）を満たせば、**特別規制地域**でも、**特定の施設の位置・所在地を案内することを目的とする道標・案内図板・入口標識**などは表示・設置可能な旨を規定

条件	内容
①	適用除外基準に該当すること
②	特定の施設の位置又は所在地を案内するために必要な <ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・施設の位置 ・方向 ・施設までの距離 のみを表示するもので、 当該施設から5キロメートル以内に表示・設置されるもの
③	数は3を限度とすること

12

新たに規制地域 になった場合の

特例

新たに高速道路が開通されたこと等により、現在に比べて規制のレベルが高い規制地域（例：普通1→特別2）に変更となった場合又は新たに禁止物件になった場合の、既に適法に表示・設置されていた広告物の取扱いについて規定

通称「既存不適合」という

5年間は、既存の状態で表示・設置をし続けることができる

普通規制地域 . . . 5年以内に当該地域の設置基準に適合するよう改修等を行わなければならない

特別規制地域 . . . 5年以内に除却（撤去）しなければならない

禁止物件 . . . 5年以内に除却（撤去）しなければならない

14

屋外広告物の 安全点検

有資格者による屋外広告物の**安全点検義務**、**点検結果の知事への報告義務**を規定（H30.10～）

対象となる屋外広告物

県内全域（規制地域に該当するか否かを問わない）の右記の広告物	建植広告	屋上利用広告
	壁面利用広告	電柱等利用広告（袖看板）

知事への点検結果の報告

広告物の**更新許可申請時**に、申請前3か月以内に行った点検の結果を報告（提出）しなければならない。

Contents

01	山形県屋外広告物条例の概要	1
02	屋外広告物の許可件数	17

屋外広告物の許可件数

- R6年度年間の許可件数は下表のとおり
- 県条例が適用される屋外広告物の許可件数計は**1,075件**（うち新規245件）
- 種類別では「**建植広告**」が最多。「**電柱等利用広告**」、「**壁面利用広告**」と続く

最多

3

2

条例区分	No.	所属区分	広告区分	計算	建植広告		壁面利用広告		屋上利用広告		電柱等利用広告		その他		合計	
					許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規
県 条 例	①	山形県	普通広告	-	509	136	94	23	4	1	218	29	100	27	925	216
	②		特装置広告	-	25	1	6	1	11	0	0	0		42	2	
	③		小計	①+②	534	137	100	24	15	1	218	29	100	27	967	218
	④	酒田市	普通広告	-	42	15	8	2	0	0	52	3	0	0	102	20
	⑤		特装置広告	-	2	1	1	1	1	0	0	0		4	2	
	⑥		小計	④+⑤	44	16	9	3	1	0	52	3	0	0	106	22
	⑦	山形県	普通広告	①+④	551	151	102	25	4	1	270	32	100	27	1,027	236
	⑧	+	特装置広告	②+⑤	27	2	7	2	12	0	0	0		46	4	
	⑨	酒田市	合計	⑦+⑧	578	153	109	27	16	1	270	32	100	27	1,073	240